

徳島県個人情報保護審査会答申第87号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年2月9日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県（H〇. 〇. 〇）「ようこそ知事室」にメールした経緯経過が分かる書類 監察課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月23日、実施機関は、当該保有個人情報を取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年6月27日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県職員の倫理違反・・・「平成〇年〇月〇日、知事を目安箱にメールしたメールが着いてないとした」〇〇〇と、「個人情報（保険金詐欺の個人情報公開で資料を〇〇〇が抜取った人権侵害行為）」を人権課の〇〇〇と協議した件と、県職員の倫理違反・・・知事を目安箱にメールした、「平成〇年〇月〇日、知事を目安箱にメールした「平成〇年〇月〇日、〇〇〇で、土地改良区関係者と会席し、〇〇〇と〇〇〇がご馳

走に成った件」で、人事課の〇〇〇との協議し、其のときメールした書類で協議書したものであり、この度も無いとする拒否決定は可笑しい。正に、「枉法行為」其のものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 本件請求内容にある「ようこそ知事室」とは、徳島県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）上にあるコンテンツの名称「ようこそ知事室へ」であり、「ようこそ知事室へ」の中の「県民からの提言」から、とくしま目安箱に意見等を送信することができる。

とくしま目安箱は、県民の皆様から提言等を募り、これを県の施策や事業に積極的に反映させていくことを目的に設置しており、所定の入力フォームにより電磁的に送信でき、監察課が所管している。

- (2) 本件請求は、審査請求人が、平成〇年〇月〇日に「ようこそ知事室へ」の「県民からの提言（とくしま目安箱）」に送信したメール及びその処理経過が分かる書類について、監察課の保有する個人情報の開示を求めたものと解する。

なお、審査請求人は、とくしま目安箱の所管課が監察課であることを理解した上で、監察課に対し請求したものである。

- (3) 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けの「とくしま目安箱」のメール（県ホームページから電磁的に送信された内容）を確認したが、審査請求人からのメールは届いていなかった。

なお、実施機関は、念のため監察課のメールも確認したが、平成〇年〇月〇日に、審査請求人からのメールは確認できなかった。

これらのことから、監察課には、審査請求人からのメールは届いていないため、本件請求に係る個人情報を取得していない。

- (4) なお、審査請求の理由のうち職員との協議に関する記述については、平成〇年〇月〇日に審査請求人が来庁した際に、「審査請求人が平成〇年〇月〇日に県議会事務局宛てに送付したメール」の件で、人事課、男女参画・人権課、監察課県民ふれあい室の職員と審査請求人との間で話をしたことに関するものであり、本件請求とは関係のない内容である。

- (5) 以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有しておらず、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「私が県（H○. ○. ○）「ようこそ知事室」にメールした経緯経過が分かる書類 監察課」であり、審査請求人が、平成○年○月○日に「ようこそ知事室へ」の「県民からの提言（とくしま目安箱）」に送信したメール及びその処理経過が分かる書類について、監察課の保有する個人情報の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

ア 実施機関の説明によると、平成○年○月○日付けの「とくしま目安箱」のメール（県ホームページから電磁的に送信された内容）を確認したが、審査請求人からのメールは届いておらず、念のため監察課のメールも確認したが、平成○年○月○日に、審査請求人からのメールは確認できなかったとのことである。

イ 審査請求人が、開示請求書に添付した資料によると、「ようこそ知事室へ（とくしま目安箱）」に入力したと推測される内容を、平成○年○月○日に徳島県の議会事務局及び評価検査課にメールで送信しているように窺えるが、県ホームページ上の「ようこそ知事室へ」の「県民からの提言（とくしま目安箱）」から電磁的に送信した事実又は監察課にメールを送信した事実については明らかとはいえない。

ウ 以上により、平成○年○月○日に、「ようこそ知事室へ」の「県民からの提言（とくしま目安箱）」への審査請求人からのメールは届いていないとする実施機関の説明は不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件請求に係る個人情報を保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 付言

本件請求は、審査請求人が「ようこそ知事室へ」の「県民からの提言（とくしま目安箱）」の所管課である監察課を特定し、保有個人情報の開示を求めたものであることから、実施機関が評価検査課の保有する個人情報を本件請求に係る保有個人情報の対象としていないことについて、妥当性を欠くとは認められない。しかし、開示請求書に添付された資料等により、関連性のあるメールが特定された所属以外に届いていることが推測されるような場合には、対象とする所属を誤解して請求している可能性も否定できないため、その旨を請求者に確認するなど慎重に対応することを望むもの

である。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 6月27日	諮 問
平成31年 1月24日	審 議 (第107回審査会)
2月26日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第108回審査会)
3月28日	審 議 (第109回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長